

お金に関すること

手当・助成17

- (1) 児童育成手当(育成手当)
- (2) 児童扶養手当
- (3) 児童手当
- (4) ひとり親家庭等医療費助成(医療証の交付)
- (5) 子ども等医療費助成(医療証の交付)
- (6) 養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成
- (7) 入院助産

免除等20

- (1) JR通勤定期乗車券の割引
- (2) 都営交通無料乗車券の交付
- (3) 水道・下水道料金の減免
- (4) 粗大ごみ処理手数料の免除

貸付等21

- (1) 東京都母子及び父子福祉資金
- (2) 世田谷区母子及び父子応急小口資金
- (3) 生活福祉資金



手当・助成

(1) 児童育成手当（育成手当）

18歳に達する年度の年度末（3月31日、ただし4月1日生まれは前日の3月31日まで）までの子どもを育てているひとり親家庭などに支給されます。所得制限があります。

支給月額	支給月
児童1人につき13,500円	原則2、6、10月の中旬以降

【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 手当担当 ▶ P40-41

(2) 児童扶養手当

18歳に達する年度の年度末（3月31日、ただし4月1日生まれは前日の3月31日まで）までの子ども、または20歳未満で中度以上の障害を有する子どもを育てているひとり親家庭などに支給されます。所得制限があります。

（令和7年4月1日現在）

		支給月額	支給月
1人目	全部支給	46,690円	原則1、3、5、7、9、11月の中旬以降
	一部支給	46,680～11,010円	
2人目以降 加算額	全部支給	11,030円	
	一部支給	11,020～5,520円	

【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 手当担当 ▶ P40-41

(3) 児童手当

18歳に達する年度の年度末(3月31日、ただし4月1日生まれは前日の3月31日まで)までの子どもの保護者に支給されます。所得制限はありません。

年齢		支給月額
第1子・第2子	0歳～3歳未満(3歳の誕生日の月まで)	15,000円
	3歳～高校生相当(18歳年度末まで)	10,000円
第3子以降	0歳～高校生相当(18歳年度末まで)	30,000円

【問合せ先】子ども家庭課 子ども医療・手当担当 ▶ P41

(4) ひとり親家庭等医療費助成(医療証の交付)

18歳に達する年度の年度末(3月31日、ただし4月1日生まれは前日の3月31日まで)までの子ども、または20歳未満で中度以上の障害を有する子どもを育てているひとり親家庭などに保険診療の自己負担分の一部を助成します。所得制限があります。

【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 手当担当 ▶ P40-41

(5) 子ども等医療費助成(医療証の交付)

18歳に達する年度の年度末(3月31日、ただし4月1日生まれは前日の3月31日まで)までの子どもを対象として医療費の一部を助成します。

【問合せ先】子ども家庭課 子ども医療・手当担当 ▶ P41

(6) 養育費の取決めに係る公正証書作成等費用助成

養育費の取決めに要する公正証書の作成費用や家庭裁判所への申し立てに係る費用を助成します。詳細は区ホームページをご参照ください。

詳しくはこちら▶

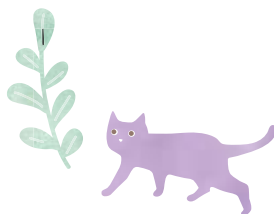


【問合せ先】 子ども家庭課 子ども・子育て支援担当▶ P41

(7) 入院助産

出産のための入院費用の支払いが困難な妊産婦に対し支援する制度で、出産前の事前相談が必要です。区内在住の、指定された助産施設(病院)で出産される方が対象で、所得制限があります(現在通院している医療機関が助産施設でない場合、転院する必要があります)。

【問合せ先】 各総合支所子ども家庭支援課 家庭支援▶ P40-41



免除等

(1) JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当を受給している(児童扶養手当証書が交付されている)世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

(2) 都営交通無料乗車券の交付(1人に限る)

児童扶養手当を受給している(児童扶養手当証書が交付されている)世帯等の世帯員のうち、1人に限り都営交通(都電・都バス・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー)の無料乗車券が交付されます。

(3) 水道・下水道料金の減免

児童扶養手当を受給している(児童扶養手当証書が交付されている)世帯は、水道、下水道料金の減免制度があります。

(4) 粗大ごみ処理手数料の免除

児童扶養手当を受給している(児童扶養手当証書が交付されている)世帯、またはひとり親家庭等医療費助成を受けている(マル親医療証が交付されている)世帯は、粗大ごみ等処理手数料の免除制度があります。

【問合せ先】(1)～(4)各総合支所子ども家庭支援課 手当担当▶ P40-41

貸付等

(1) 東京都母子及び父子福祉資金

就学支度資金・修学資金・転宅資金・医療介護資金などを原則として無利子で貸付けます。都内に6か月以上居住している20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭が対象です。原則連帯保証人が必要で、未払いのものが対象です(要事前相談)。

※就学支度・修学資金は申請時点で都内に居住していれば対象

(2) 世田谷区母子及び父子応急小口資金

病気、就職、災害などの際に、応急に必要な資金を無利子で貸付けます。区内に3か月以上居住している20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭が対象です。貸付限度額は10万円以内です。

(3) 生活福祉資金

低所得世帯などを対象に、高校・大学などの学費や、就職活動を支援する制度(要件あり)です。なお、東京都母子及び父子福祉資金などから優先してご利用いただくことになっています。

【問合せ先】(1)(2)各総合支所子ども家庭支援課 家庭支援▶ P40-41

(3)ぷらっとホーム世田谷B▶ P42

